

平成 24 年 11 月 22 日

協会員・貸金業者 各位

日本貸金業協会
コンプライアンス部
TEL 03-5739-3014

**平成 24 年 10 月 19 日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の
移転防止に関する法律の適正な履行等について**

標記につきまして、平成 24 年 11 月 16 日付で金融庁監督局長から、別添「平成 24 年 10 月 19 日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」により周知要請がありましたのでご案内申し上げます。

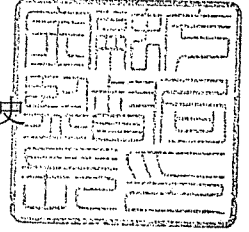
つきましては、当該要請の趣旨を踏まえご対応くださいますようお願い申し上げます。



金監第2647号
平成24年11月16日

日本貸金業協会会長 殿

金融庁監督局長 細溝 清史



平成24年10月19日付FATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に
関する法律の適正な履行等について

今般、平成24年10月17日から19日までに開催されたFATF (Financial Action Task Force) 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、戦略的欠陥を有する国・地域に係る声明が採択され、別添のとおり警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び財務省国際局長から、周知徹底方の要請がありました。

については、傘下金融機関に対し、上記声明を周知願います。なお、その際には、以下の点についても併せて周知願います。

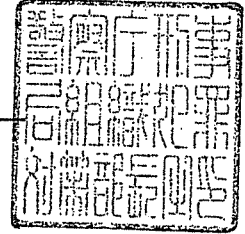
- (1) イラン・イスラム共和国及び北朝鮮について、これまでの要請(別紙)に引き続き留意すること。
- (2) 引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく顧客の本人確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底すること。
- (3) 資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥から生じるリスクを考慮する国として特定されているガーナ共和国が特定解除となっている点に留意すること。

警察庁丙組犯収発第143号
財 国 第 3 4 7 6 号
平 成 2 4 年 1 1 月 2 日

金 融 庁 監 督 局 長 殿

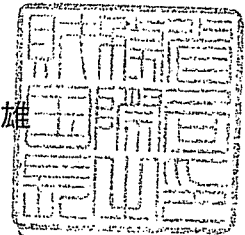
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

栗 生 俊



財 務 省 国 際 局 長

山 崎 達 雄



平成24年10月19日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する
法律の適正な履行等について

今般、平成24年10月17日から19日までに開催された FATF (Financial Action Task Force) 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、戦略的欠陥を有する国・地域に係る声明(別添)が採択された。同声明は、イラン・イスラム共和国及び北朝鮮について、加盟国に対し、同国・地域より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するために、対抗措置を適用するよう要請している。また、ボリビア多民族国、キューバ共和国、エクアドル共和国、エチオピア連邦民主共和国、インドネシア共和国、ケニア共和国、ミャンマー連邦共和国、ナイジェリア連邦共和国、パキスタン・イスラム共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、スリランカ民主社会主義共和国、シリア・アラブ共和国、タンザニア連合共和国、タイ王国、トルコ共和国、ベトナム社会主義共和国及びイエメン共和国については、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有しているため、加盟国に対し、当該欠陥から起こるリスクを考慮するよう要請している。

上記声明について、所管する特定事業者に対して周知するとともに、引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく顧客の本人確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底が図られるよう、要請方よろしくお取り計らい願いたい。

FATF 声明
2012年10月19日

(仮訳)

金融活動作業部会 (FATF) は、資金洗浄・テロ資金供与対策 (AML/CFT) に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与 (ML/TF) リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を奨励するため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

ボリビア
キューバ
エクアドル
エチオピア
インドネシア
ケニア
ミャンマー
ナイジェリア
パキスタン
サントメ・プリンシペ
スリランカ
シリア
タンザニア
タイ
トルコ*
ベトナム
イエメン

* トルコについては下記参照。

イラン

イランは FATF への関わりを以前に持っており、近時に FATF に対して資料の提出を行ったにもかかわらず、FATF は、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムへの深刻な脅威について、引き続き、特別かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各国・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各国・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置若しくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2013年2月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、及びそれが国際金融システムの透明性に対して引き起こす深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK 系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言した 2011年2月25日付の要請内容を改めて求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すべきであり、また、

国内で DPRK 系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。FATF は引き続き、DPRK による資金洗浄・テロ資金供与対策への取組に直接的に支援を行う用意がある。

ボリビア

ボリビアは、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化における欠陥に十分に対応するための新法制定、及び金融情報機関の能力・独立性の強化に向けた取組を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF 及び GAFISUD (南米 FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内で十分な進捗を示していない。同国は、残存する問題である、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの強化へ対処する取組を継続すべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥へ対応すること、及びアクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

キューバ

2011 年 6 月、FATF は、キューバを、戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥を有し、FATF と連携していなかった国として特定した。以降、同国は FATF との連携や協力を大きく強化しており、GAFISUD への参加の申請も行っている。しかし、FATF は、同国が FATF との連携を継続するとともに、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランを構築及び同意するために、FATF と協働することを懇願する。

エクアドル

エクアドルは、テロ資金供与対策関連法案の国会への提出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF 及び GAFISUD と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及び GAFISUD と継続して協働し、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、及び④金融セクター監督の協調強化の継続を含む、これらの欠陥に対応するためのア

アクションプランの履行へ取り組むべきである。FATF は、同国が、テロ資金供与対策関連法の成立を含む、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応すること及びアクションプランの履行過程を継続することを懇請する。

エチオピア

エチオピアは、金融情報機関の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、同国の、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続の構築・履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施を含む、これらの欠陥に対処するためにアクションプランへの取組を継続するべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇請する。

インドネシア

インドネシアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF及びAPG(アジア太平洋FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び③テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法若しくはその他手段の改正及び実施を含む、これらの欠陥に対処するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が、特に適切なテロ資金供与対策の法律を成立させることにより、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇請する。

ケニア

ケニアは、テロリズム防止法及び資本市場に関する法律の改正法の制定、並びに犯罪収益・資金洗浄対策に関する改正法案と財政法案の国会成立を含む、資金洗浄・

テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。これらの法律採択は余りに近時に行われたものであるため、FATF は未だ法律を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定できていない。①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、③資金洗浄に関係する資金の没収、テロリスト資産の特定・凍結のための適切な法的枠組みの構築及び履行、④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施、⑤全ての金融セクターに対する、適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施、⑥金融における透明性の強化、⑦顧客管理措置の更なる改善及び拡大、及び⑧効果的な記録保存条件の構築。ケニアの、FATF 及び ESAAMLG (東南部アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している可能性がある。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ミャンマー

ミャンマーは、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、及びテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約における犯罪人引渡し条項の留保撤回を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、ミャンマーの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しのさらなる枠組み強化、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、⑤金融における透明性の強化、及び⑥顧客管理措置の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためにアクションプランの履行に取り組むべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥へ対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

ナイジェリア

ナイジェリアは、国会による資金洗浄禁止法とテロリズム防止法の改正法案の採択を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。これらの

法律採択は余りに近時に行われたものであるため、FATF は未だ法律を審査しておらず、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に関し、同国が抱える 2 つの残存する問題がどの程度対応されたかを判定できていない。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲憑する。

パキスタン

パキスタンは、テロ資金供与対策の改正法案を国会へ提出したことを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国は、そのアクションプランの完全な履行に十分な進捗を未だ示しておらず、主要なテロ資金供与対策に、ある一定の重大な欠陥が残存している。特に、同国は、テロ資金供与罪、テロリストの資金を特定、没収、凍結することについてのFATF基準を充たす法律を制定する必要がある。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲憑する。

サントメ・プリンシペ

サントメ・プリンシペの、FATF及びGIABA(西アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、③金融機関、指定非金融業者及び職業専門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規制及び監督に従うこと、及び④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。ssFATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲憑する。

スリランカ

スリランカは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はその

アクションプランの履行において十分な進捗を示していない。同国は、テロ資金供与の適切な犯罪化に関する残存する問題に対処する取組を継続するべきである。FATFは同国がこの欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲憑する。

シリア

以前、シリアは資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せていた。しかし、同国の、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するためにFATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①国連安保理決議1373に基づく義務を履行するための、十分な法令整備及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、及び②刑事共助のための適切な法律・手続の導入を含む、これらの欠陥に対処するためにアクションプランへの取組を継続するべきである。FATFは、FATFが同国の進捗を正確に評価することが可能となるよう、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処したことを示すことを、同国に対し懲憑する。

タンザニア

タンザニアは、顧客管理と記録保存に係る義務を拡大し、金融情報機関の運営上の独立性を与える実施規則を発令するほか、資金洗浄対策法及びテロリズム防止法の改正法成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄の前提犯罪とテロ資金供与の犯罪化に関して残存する問題について明らかにすること、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築・履行及び法律、規制又は他の強制力のある手段を通じた国連安保理決議1267、1373の履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結を含む、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲憑する。

タイ

タイは、顧客管理に関する規則の発令を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。2009年から2011年にかけて、必要な立法作業に多大な影響を与える大きな困難に直面したが、同国は、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び③資金洗浄・テロ資金供与対策における監督の更なる強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続、特にテロ資金供与対策の関連法案の成立を奨励する。

トルコ

トルコは、FATF と協働し、テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの履行を含む、テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。これら2つの分野における同国の継続した進捗不足を考慮し、FATF は、対抗措置として、2013年2月22日までに、①テロ資金供与罪に関する欠陥に適切に対処するための法律の採択、及び②FATF 勧告に整合的な、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの確立がなされない場合、同日付けで同国のメンバーシップを一時停止することを決定した。FATF は、各国に対し、同国の欠陥から起こるリスクに応じて、必要な場合に更なる措置を講じることを要請する。

ベトナム

ベトナムは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF 及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及びAPGと協働し、①テロ資金供与の適切な犯罪化に係る残存する問題への対処、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③FATF 基準に従い法人を刑事責任の対象とすることないし、これを妨げる憲法上の禁止根拠の立証、④全体的な監督枠組みの改善、⑤顧客管理措置及び疑わしい取引の届出義務の改善及び拡大、及び⑥国際協力の

強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

イエメン

イエメンは、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③特にテロ資金供与に関し、金融機関における疑わしい取引の届出義務の遵守を確保するため、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視・監督能力の発展、及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

ガーナ

FATF に認められたアクションプランの大部分を対処したガーナの進捗に従い、同国は現在、FATF の関連する他の声明「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセス」に掲載されている。

(以上)

イラン・イスラム共和国

発出日	件名
平成20年4月22日	イランの拡散上機微な核活動等に関連する取引に対する留意
平成22年8月3日	イランの拡散上機微な核活動及びイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する取引に対する留意について
平成22年9月3日	イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発等に寄与する活動に関連する取引等に対する留意について

北朝鮮

発出日	件名
平成18年9月19日	北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止する等の措置について
平成18年10月13日	北朝鮮による核実験に係る対北朝鮮輸入禁止等の影響について(要請)
平成21年5月22日	北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等について
平成21年7月7日	北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る資産の移転等の防止措置等について
平成21年7月24日	北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等について